

令和元年台風第 19 号等の災害により休業している事業主・労働者の皆様へ
～雇用保険の基本手当の特例措置と休業手当を支払う場合の助成金のお知らせ～

① 事業所が災害により直接被害を受け、労働者が休業又は一時離職する場合

災害により休業した場合や一時的に離職した場合（雇用予約がある場合も含みます）は、雇用保険の基本手当を受給できる特例措置があります。

- 雇用保険に 6 か月以上加入している等の要件を満たす方が対象です。
 - ① 激甚災害法の指定地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止した場合に休業手当が支払われない方については、実際に離職していなくとも基本手当を受給できます。
 - ② 激甚災害法の指定地域及びその隣接する地域内の事業所が災害により事業を休止・廃止したために一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても基本手当を受給できます。
- 災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、お近くのハローワークで手続が可能です。
（受給手続に必要な確認書類がない場合でも手続できます。ハローワークにご相談ください。）※
※ 制度利用に当たっての留意事項
本特例措置制度を利用して、雇用保険の基本手当等の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

② 令和元年台風第 19 号による災害に伴う経済上の理由により労働者を休業等させる場合

令和元年台風第 19 号による災害に伴う経済上の理由により、「事業活動の縮小」が余儀なくされた事業所の事業主は以下の特例措置を利用することができます。（※令和元年台風第 19 号による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用が可能です。）

※「経済上の理由」とは、例えば、以下のような場合が該当します。

- ・取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・風評被害により、観光客が減少した場合
- ・修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、事業所、設備の早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

本特例は、休業等の初日が令和元年 10 月 12 日から令和 2 年 4 月 11 日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用します。

- ① 休業を実施した場合の助成率を引き上げる（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）【中小企業：2/3 から 4/5 へ】【大企業：1/2 から 2/3 へ】
- ② 支給限度日数を「1 年間で 100 日」から「1 年間で 300 日」に延長（※岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡の都県内の事業所に限る）
- ③ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする
- ④ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
 - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする
 - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑤ 災害発生日に遡っての休業等計画届提出を、令和 2 年 1 月 20 日まで可能とする
- ⑥ 生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する
- ⑦ 令和元年台風第 19 号発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする
- ⑦ 最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面へご相談ください。

埼玉労働局管内ハローワーク

労働局・ハローワーク	所在地	電話番号
ハローワーク川口	〒332-0031 川口市青木 3-2-7	048-251-2901
ハローワーク熊谷	〒360-0014 熊谷市箱田 5-6-2	048-522-5656
ハローワーク本庄	〒367-0053 本庄市中央 2-5	0495-22-2448
ハローワーク大宮	〒330-0852 さいたま市大宮区大成町 1-525	048-667-8609
ハローワーク川越	〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎 1 階	049-242-0197
ハローワーク東松山	〒355-0073 東松山市上野本 1088-4	0493-22-0240
ハローワーク浦和	〒330-0061 さいたま市浦和区常盤 5-8-40	048-832-2461
ハローワーク所沢	〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎 1 階・2 階	04-2992-8609
ハローワーク飯能	〒357-0021 飯能市双柳 94-15 飯能合同庁舎	042-974-2345
ハローワーク秩父	〒369-1871 秩父市下影森 1002-1	0494-22-3215
ハローワーク春日部	〒344-0036 春日部市下大増新田 61-3	048-736-7611
ハローワーク行田	〒361-0023 行田市長野 943	048-556-3151
ハローワーク草加	〒340-8509 草加市弁天 4-10-7	048-931-6111
ハローワーク朝霞	〒351-0011 朝霞市本町 1-1-37	048-463-2233
ハローワーク越谷	〒343-0023 越谷市東越谷 1-5-6	048-969-8609